○経済産業省令第　　号

産業技術力強化法（平成十二年第四十四号）第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業技術力強化法施行規則を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

産業技術力強化法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、産業技術力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（重点研究開発計画の認定の申請）

第二条　法第二十二条第一項の規定により重点研究開発計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して研究及び開発を行う場合は、様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）

ロ　法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

四　その他主務大臣が必要と認める書類

3　第一項の認定の申請に係る重点研究開発計画の実施期間は五年を超えないものとする。

４　第一項の認定の申請に係る重点研究開発計画の認定の有効期間は、その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日又は当該重点研究開発計画の実施期間の終了日のうちいずれか早い日までの期間とする。

（重点研究開発計画の認定）

第三条　主務大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、速やかに法第二十二条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該申請に係る重点研究開発計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、申請者に様式第三による認定書を交付するものとする。

２　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

３　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の年月日

二　重点研究開発計画認定番号

三　認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）の名称

四　研究及び開発を実施しようとする重点産業技術

五　認定重点研究開発計画の実施時期

六　共同して研究及び開発を行う研究開発機関が重点産業技術共同研究開発機関である場合にあっては、当該重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）並びに当該認定に係る事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

七　認定重点研究開発計画の概要

（認定重点研究開発計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　法第二十三条第一項の規定により認定重点研究開発計画の変更の認定を受けようとする認定事業者等（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（第四項において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

２　法第二十三条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、法第二十一条第一項に規定する重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。こ

の場合において、当該軽微な変更を行った認定事業者等は、遅滞なく、様式第七によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　第一項の変更の認定の申請又は前項の変更の届出に係る認定重点研究開発計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定重点研究開発計画に従って研究及び開発を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

4　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請があった場合において、速やかに法第二十二条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該認定をするときは、変更申請者に様式第八による認定書を交付するものとする。

5　主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6　主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の年月日

二　変更後の重点研究開発計画認定番号

三　認定事業者の名称

四　変更後の認定重点研究開発計画の概要

（認定重点研究開発計画の変更の指示）

第五条　主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定重点研究開発計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定事業者等に交付するものとする。

（認定重点研究開発計画の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第二十三条第二項又は第三項の規定により認定重点研究開発計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定事業者等に交付するものとする。

２　主務大臣は、認定重点研究開発計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、当該認定の取消しの年月日、重点研究開発計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（課税の特例）

第七条　法第二十七条第一項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業者は、認定重点研究開発計画の実施期間内の各事業年度において、当該各事業年度終了後一月以内に、様式第十四による確認申請書（以下この条において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

２　主務大臣は、確認申請書のほか、当該認定重点研究開発計画に係る研究及び開発が法第二十七条第一項の規定に基づく主務大臣が定める基準（令和八年経済産業省告示第　　号。次項において「特定重点研究開発基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

３　主務大臣は、確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに特定重点研究開発基準に照らしてその内容を審査し、当該認定重点研究開発計画に係る研究及び開発が特定重点研究開発基準に適合するものであることを確認したときは、当該認定事業者に様式第十五による確認書を交付するものとする。

（実施状況の報告）

第八条　認定事業者等は、認定重点研究開発計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則

として当該事業年度終了後三月以内に様式第十六により主務大臣に報告しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認定重点研究開発計画の実施状況の概要を公表するものとする。

（課税の特例に関する報告事項）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項若しくは第二項又は第四十二条の五第一項若しくは第二項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業者は、前条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けることによる所得税額又は法人税額の控除額についても報告しなければならない。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

重点研究開発計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名
研究開発機関の所在地
研究開発機関の名称
（大学・大学共同利用機関の場合）
設置者の主たる事務所の所在地
設 置 者 の 名 称

産業技術力強化法第 22 条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので、申請します。

重点研究開発計画

１．研究及び開発を実施しようとする重点産業技術（該当する産業技術力強化法施行令（平成 12 年政令第 206 号）第３条各号に規定する分野における産業活動において利用される技術）

２．研究及び開発の目標
（目標の設定根拠・理由）

３．研究及び開発の内容及び実施時期
（１）研究及び開発の概要

（２）研究及び開発の項目毎の内容

ア　　の研究及び開発

当該研究及び開発の具体的内容

技術的課題等

イ　　の研究及び開発

当該研究及び開発の具体的内容

技術的課題等

（注）研究及び開発の項目毎の内容にあっては、実施しようとする研究及び開発が産業技術力強化法第二十七条第一項の規定に基づく主務大臣が定める基準（令和８年経済産業省告示第　　号。以下「特定重点研究開発基準」という。）に適合する場合は、当該特定重点研究開発基準の条項及び該当する理由についても記載する。

（３）研究及び開発の開始時期及び終了時期

（４）研究及び開発の場所の住所

４．研究及び開発の実施体制

５．研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（１）必要な資金の額

初年度　　（百万円）

合計　　（百万円）

（２）調達方法

自己資金（営業キャッシュ・フロー、研究開発費枠）：

国等からの補助金：

第三者からの委託費用：

その他：

6．研究及び開発に当たって配慮する事項

□ コア重要技術等を特定し、当該コア重要技術等へのアクセスについて適切な管理を行っている（アクセス可能な従業員の制限、必要な体制や規程の整備等）。

□ 当該コア重要技術等にアクセス可能な従業員について適切な管理を行っている（従業員の流出防止、退職時の守秘義務の誓約等）。

□ 取引先において適切な管理を行っている（取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合において、取引先との秘密保持契約締結、取引先からのコア重要技術等の流出防止等）。

□ 申請者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、技術移転等を行うに当たって、特定の場合に該当する場合に、その行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすることに同意している。

7．期待する支援措置等

支援措置等	希望する	希望しない
①国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務		
②国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供		
③財産処分の制限に係る承認の手続の特例		
④課税の特例		

＜「③財産処分の制限に係る承認の手続の特例」の適用を希望する場合＞

補助金等交付省庁：

補助金等の名称：

品目及び取得年月日：

取得価額及び残存簿価相当額等：

処分の方法：

処分の理由：

８．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二（第２条第１項関係）

重点研究開発計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名
重点産業技術共同研究開発機関の所在地
重点産業技術共同研究開発機関の名称
（大学・大学共同利用機関の場合）
設置者の主たる事務所の所在地
設 置 者 の 名 称

産業技術力強化法第 22 条第１項の規定に基づき、下記の重点産業技術共同研究開発機関が確保する同法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発に係る計画について認定を受けたいので、申請します。

重点研究開発計画

１．研究及び開発を実施しようとする重点産業技術（該当する産業技術力強化法施行令（平成 12 年政令第 206 号）第３条各号に規定する分野における産業活動において利用される技術）

２．研究及び開発の目標
（目標の設定根拠・理由）

３．研究及び開発の内容及び実施時期
（１）研究及び開発の概要

（２）研究及び開発の項目毎の内容

ア　　の研究及び開発

当該研究及び開発の具体的内容

技術的課題等

イ　　の研究及び開発

当該研究及び開発の具体的内容

技術的課題等

（注）研究及び開発の項目毎の内容にあっては、実施しようとする研究及び開発が産業技術力強化法第二十七条第一項の規定に基づく主務大臣が定める基準（令和８年経済産業省告示第　　号。以下「特定重点研究開発基準」という。）に適合する場合は、当該特定重点研究開発基準の条項及び該当する理由についても記載する。

（３）研究及び開発の開始時期及び終了時期

（４）研究及び開発の場所の住所

４．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の実施体制

（１）名称

（２）実施体制

（３）重点産業技術共同研究開発機関の名称

（４）重点産業技術共同研究開発機関の実施体制

（５）重点産業技術共同研究開発機関が確保する事業者と共同して重点産業技術に関する研究

及び開発を行うための体制

5．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第 1 項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（1）必要な資金の額

名称

①初年度　　（百万円）

②うち、基準に適合する研究及び開発に必要な資金の額　　（百万円）

合計　　（百万円）

重点産業技術共同研究開発機関の名称

①初年度　　（百万円）

②うち、重点産業技術共同研究開発機関が支出する資金の額　　（百万円）

③①から②を引いた額のうち、基準に適合する研究及び開発に必要な資金の額

（百万円）

合計　　（百万円）

（2）調達方法

名称

自己資金（営業キャッシュ・フロー、研究開発費枠）：

国等からの補助金：

第三者からの委託費用：

その他：

6．研究及び開発に当たって配慮する事項

□　コア重要技術等を特定し、当該コア重要技術等へのアクセスについて適切な管理を行っている（アクセス可能な従業員の制限、必要な体制や規程の整備等）。

□　当該コア重要技術等にアクセス可能な従業員について適切な管理を行っている（従業員の流出防止、退職時の守秘義務の誓約等）。

□　取引先において適切な管理を行っている（取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合において、取引先との秘密保持契約締結、取引先からのコア重要技術等の流出防止等）。

□　申請者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、技術移転等を行うに当たって、特定の場合に該当する場合に、その行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすることに同意している。

７．期待する支援措置等

支援措置等	希望する	希望しない
①国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務		
②国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供		
③財産処分の制限に係る承認の手続の特例		
④課税の特例		

＜「③財産処分の制限に係る承認の手続の特例」の適用を希望する場合＞

補助金等交付省庁：

補助金等の名称：

品目及び取得年月日：

取得価額及び残存簿価相当額等：

処分の方法：

処分の理由：

８．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三（第３条第１項関係）

重点研究開発計画認定書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で認定申請のあった重点研究開発計画について、産業技術力強化法第22条第４項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

１．認定の年月日
２．重点研究開発計画認定番号
３．申請者の名称及び代表者の氏名
４．申請者の住所

（備考）

１．様式第二による申請に基づく重点研究開発計画については、「３．申請者の名称及び代表者の氏名」において当該申請を行った重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）についても記載する。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
３．申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第四（第３条第２項関係）

重点研究開発計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で認定申請のあった重点研究開発計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第五（第３条第３項関係）

認定重点研究開発計画の概要の公表

１．認定の年月日

２．重点研究開発計画認定番号

３．認定事業者の名称

４．研究及び開発を実施しようとする重点産業技術

５．認定重点研究開発計画の実施時期

６．共同して研究及び開発を行う研究開発機関が重点産業技術共同研究開発機関である場合にあっては、当該重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）並びに当該認定に係る事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制

７．認定重点研究開発計画の概要

（備考）

「７．認定重点研究開発計画の概要」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第六（第４条第１項関係）

認定重点研究開発計画の変更申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名
研究開発機関の所在地
研究開発機関の名称
（大学・大学共同利用機関の場合）
設置者の主たる事務所の所在地
設 置 者 の 名 称

年　　月　　日付で認定を受けた認定重点研究開発計画について、産業技術力強化法第23条第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．重点研究開発計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．様式第一による申請に基づく認定重点研究開発計画であって、研究開発機関と共同してその認定を受けたものについて変更の認定の申請を行う場合は、当該申請を行う研究開発機関の所在地並びに名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主た

る事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

３．様式第二による申請に基づく認定重点研究開発計画について変更の認定の申請を行う場合は、当該申請を行う重点産業技術共同研究開発機関の所在地並びに名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第七（第４条第２項関係）

認定重点研究開発計画の軽微な変更の届出書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名
研究開発機関の所在地
研究開発機関の名称
（大学・大学共同利用機関の場合）
設置者の主たる事務所の所在地
設 置 者 の 名 称

年　　月　　日付で認定を受けた認定重点研究開発計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、産業技術力強化法施行規則第４条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１．重点研究開発計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．様式第一による申請に基づく認定重点研究開発計画であって、研究開発機関と共同してその認定を受けたものについては、当該研究開発機関の所在地並びに名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

３．様式第二による申請に基づく認定重点研究開発計画については、当該認定を受けた重点産業技術共同研究開発機関の所在地及び名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第八（第４条第４項関係）

認定重点研究開発計画の変更認定書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で変更申請のあった認定重点研究開発計画について、産業技術力強化法第 23 条第５項において準用する同法第 22 条第４項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

１．変更の認定の年月日
２．変更後の重点研究開発計画認定番号
３．変更申請者の名称及び変更後の代表者の氏名
４．変更後の変更申請者の住所

（備考）

１．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の場合は、「３．変更申請者の名称及び代表者の氏名」において変更の申請を行った重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）についても記載する。
２．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の場合は、「４．変更申請者の住所」において変更の申請を行った重点産業技術共同研究開発機関の所在地（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地を含む。）についても記載する。
３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
４．申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第九（第４条第５項関係）

認定重点研究開発計画の変更の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で申請のあった認定重点研究開発計画の変更については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十（第４条第６項関係）

変更後の認定重点研究開発計画の概要の公表

１．変更の認定の年月日

２．変更後の重点研究開発計画認定番号

３．認定事業者の名称

４．変更後の認定重点研究開発計画の概要

（備考）

１．重点産業技術共同研究開発機関が確保する産業技術力強化法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の場合は、「３．認定事業者の名称」において当該重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）についても記載する。

２．「４．変更後の認定重点研究開発計画の概要」中、認定事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十一（第５条関係）

認定重点研究開発計画の変更指示の通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で認定をした認定重点研究開発計画について、産業技術力強化法第23条第３項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．重点研究開発計画認定番号

２．変更指示の内容

３．変更指示の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十二（第６条第１項関係）

認定重点研究開発計画の認定取消し通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で認定をした認定重点研究開発計画について、産業技術力強化法第23条第２項又は第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．重点研究開発計画認定番号

２．認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十三（第６条第２項関係）

認定重点研究開発計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日

２．認定を取り消された重点研究開発計画認定番号

３．認定を取り消された事業者の名称

（備考）

１．様式第二による申請に基づく認定の取消しについては、「３．認定を取り消された事業者の名称」において当該認定を取り消された重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）についても記載する。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十四（第７条第１項関係）

産業技術力強化法第 27 条第１項に係る確認申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

産業技術力強化法第 27 条第１項の確認を受けたいので、申請します。

記

１．重点研究開発計画について認定を受けた年月日及びその認定番号
（法第 23 条第１項の規定により変更の認定を受けた場合には変更の認定の年月日及び変更後の重点研究開発計画認定番号も併せて記載する。）

２．租税特別措置法第 10 条の２の２第１項の規定の確認を受けようとする年分又は同法第 42 条の５第１項の規定の確認を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日

３．当該研究及び開発に要した費用等
（１）認定重点研究開発計画に基づく、研究及び開発の内訳
＜研究開発項目①＞
当該研究及び開発の具体的内容
（該当あれば）該当する重点研究開発計画の認定申請書３．（２）の記号

＜研究開発項目②＞
当該研究及び開発の具体的内容
（該当あれば）該当する重点研究開発計画の認定申請書３．（２）の記号

（注）研究及び開発の項目毎の内容にあっては、実施しようとする研究及び開発が産業技術力強化法第二十七条第一項の規定に基づく主務大臣が定める基準（令和８年経済産業省告示第　　号。以下「特定重点研究開発基準」という。）に適合する場合は、当該特定重点研究開発基準の条項及び該当する理由についても記載する。

（２）（１）に要した費用等

費用名・設備名等	詳細	研究開発項目	用途	対象外利用
				□
				□

認定重点研究開発計画に記載の内容との乖離が大きい場合にはその理由：

（３）（２）の費用等に係る自主点検結果

（１）	全体について
□	・認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発に直接必要な経費のみを対象としているか。
□	・重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発に係る認定重点研究開発計画の場合、当該申請書の内容について当該重点産業技術共同研究開発機関の確認を受けたか。
（２）	消耗品費について
□	・認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発に直接必要な消耗品費のみを対象としているか。
□	・消耗品費としての支出を証明する文書の整備状況について確認したか。
（３）	人件費について
	・認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発に直接必要であり、専ら重点産業技術試験研究に該当する人件費のみを対象としているか。
□	・人件費としての支出を証明する文書の整備状況について確認したか。
□	・人件費の按分を行う場合、その按分方法と根拠を示す書類の整備状況について確認したか。

（4）	その他経費について
□	・認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発に用いた経費であることを証明する文書の整備状況について確認したか。計画外利用の該当がある場合には、その内訳を示す書類の整備状況について確認したか。
□	・光熱費や通信費などの間接費の按分を行う場合、その按分方法と根拠を示す書類の整備状況について確認したか。

５．認定重点研究開発計画の進捗、残りの内容

６．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十五（第７条第３項関係）

課税の特例に係る確認書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付で申請のあった産業技術力強化法第 27 条第１項に係る確認について、同項の規定に基づく主務大臣の定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．認定重点研究開発計画の概要

（備考）

１．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の場合は、「２．申請者の名称及び代表者の氏名」において、当該重点産業技術共同研究開発機関の名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称を含む。）についても記載する。

２．重点産業技術共同研究開発機関が確保する法第 29 条第１項の認定に係る人材、設備その他の体制を活用して行う研究及び開発の場合は、「３．申請者の住所」において、当該重点産業技術共同研究開発機関の所在地（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地を含む。）についても記載する。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．申請のあった確認申請書及び添付書類の写しを添付する。

５．認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発の一部のみ基準に適合するものであることが確認できた場合は、その部分を明示する。

様式第十六（第８条第１項及び第９条関係）

認定重点研究開発計画の実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名
研究開発機関の所在地
研究開発機関の名称
（大学・大学共同利用機関の場合）
設置者の主たる事務所の所在地
設 置 者 の 名 称

年　　月　　日付で認定を受けた認定重点研究開発計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．重点研究開発計画認定番号
２．重点産業技術の研究及び開発の目標の達成状況
３．実施した重点産業技術の研究及び開発の内容

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．様式第一による申請に基づく認定重点研究開発計画であって、研究開発機関と共同してその認定を受けたものについては、当該研究開発機関の所在地並びに名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

３．様式第二による申請に基づく認定重点研究開発計画については、当該認定を受けた重点産業技術共同研究開発機関の所在地及び名称（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の主たる事務所の所在地及び名称を含む。）についても記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。